# １３　外国人の受入と多文化共生社会実現に向けた提言

我が国の在留外国人数は約 413 万人（令和７年 12 月末時点)、外国人労働者数は約 257 万人、外国人を雇用する事業所数は約 37 万か所（令和７年 10 月末時点）と、いずれも過去最高となっている。

平成元年の「出入国管理及び難民認定法」改正以降、外国人定住者が急増し、日本語教育、生活支援、子どもの教育等の課題は、外国人が集住する特定地域の問題とされ、その対応は受入れ自治体任せとなってきた。

国は外国人を「労働者」と見ているが、地方公共団体から見れば日本人と同じ「生活者」であり、「地域の担い手」でもある。

現在、外国人が定住し始めた地方公共団体では、外国人の高齢化に伴う介護・年金、日本生まれ日本育ちの第２・第３世代の教育等が生活上の課題となっている。

また、令和９年４月に施行される「育成就労制度」は、特定技能への移行が可能で、将来的な長期在留につながる制度である。今後、これまで以上に外国人の生活上の課題への対応が顕在化し、全国に拡大することが想定される。

国においては、令和８年１月、一部の外国人による法やルールを逸脱する行為に対する国民の不安・不公平感に対処した上で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会を実現するため、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を新たにとりまとめた。「秩序は社会の土台、多様性は社会の力であり、この両者を両立させることが、真の秩序ある共生社会の道である」と有識者が意見するように、秩序の視点に加え、外国人の受入環境整備の取組も着実に推進する必要がある。

さらに、従前より自治体連携の枠組み等を使って、新たな外国人の受入れに関する基本戦略の取りまとめや国が多文化共生施策に主体的・戦略的に取り組む根拠となる基本法の制定や、司令塔となる組織の設置を国に要望してきたが、いまだに実現の筋道は見えていない。

以上を踏まえ、全国知事会では、外国人の受入れと多文化共生社会の実現に国が責任を持って取り組むよう、強く要請するものである。

## Ⅰ　育成就労制度について

**地方の労働力不足は深刻であり、新たに導入される「育成就労制度」では、国と地方の適切な役割分担のもと、全国各地域の実情に応じた制度設計と運用が求められるため、以下の事項を検討・実施すること。**

### １　全国各地域の実情を考慮した「受入対象分野」を設定すること

○育成就労制度の受入対象分野については、様々な産業分野で外国人材のニーズが高まることが想定されるため、現在対象外の分野も継続的に追加を検討するなど、全国各地域の実情を反映すること。

○地域産業を支える中小企業が、真に必要とする外国人材を十分かつ円滑に受け入れるため、受入対象分野の追加や事業者の外国人材受入れなどの手続きについては、地域や現場の要望を踏まえ、簡素化・迅速化すること。

○現在の技能実習制度は、対象作業が細分化されており、相互に関連する作業ができない場合がある。育成就労制度では、対応職種間の柔軟な取扱いが可能となるよう

配慮すること。

**２　地方の外国人労働者確保につながる制度を適切に運用すること**

○国は「特定技能及び育成就労に関する分野別運用方針」において外国人労働者の受入れ見込数や転籍制限期間を示したが、地方の労働需給を踏まえ、人材が大都市圏等の特定地域に過度に集中することがないよう、都道府県別の受入れや転籍の状況を定期的･継続的に把握し、分布の変化を検証するなど、地方への配慮施策を実効性のあるものとすること。

○国は特定技能第１号の外食業分野における在留資格認定証明書交付の一時停止措置を行ったが、各分野の受入れ見込数を適切に設定するとともに、影響が見られる場合は、証明書交付の再開を柔軟に対応すること。また、特定技能第１号への移行を見据え、就労開始前から受入れ準備を進める受入れ機関に影響が生じないよう、最新の受入れ人数や在留資格認定証明書の交付の停止措置の見通しを早期に公表するなど、必要な配慮を行うこと。

○育成就労制度施行後に組織される「地域協議会」において、地方公共団体、事業者団体、中小事業者等の意向を丁寧に聴取するとともに、小規模経営体が多い分野の実情を踏まえ、監理支援機関が送り出せる経営体数の上限を見直すなど、地方の外国人労働者の確保・定着に確実につながる制度運用を行うこと。また、地域の実情に応じた取組の支障となる規制や制度があった場合は、地方公共団体からの提案を踏まえ柔軟に対応すること。

○国が責任をもって事業者団体等への制度周知を徹底するとともに、施行までの十分な準備期間の設定、正確で分かりやすい説明に配慮すること。

○国外における外国人労働者の募集活動や、外国人労働者と地域企業のマッチング、キャリアアップ支援などの取組を支援すること。

## Ⅱ 外国人の受入環境整備について

**国、地方、民間が、適切な役割分担に応じて受入環境整備を進めるため、事業者や地方公共団体の枠を超えて対応すべき課題については、国の責任のもと制度設計や運用を行うとともに、十分な財源措置等が必要である。このため、外国人の受入環境の整備について、以下の取組を検討・実施すること。**

**１　国が示した「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に係る予算確保と永続的な財政措置を講じること**

○現在、地方公共団体が先行して取り組む多文化共生施策の必要額に不足が生じないよう、予算の確保とともに、永続的で十分な財政的支援を行うこと。

○特に、一元的相談窓口に関しては、令和７年度以降、「外国人受入環境整備交付金」が見直され、対象経費の限定、基準額設定などにより、縮小せざるを得ない状況となっている。また、日本語教育についても、ニーズが増加し、支援を充実させる必要がある中、「教育支援体制整備事業費補助金」のうち「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」は、申請額に対して約２億 6,000 万円不足の 69.2%、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」は、申請額に対して約８億 8,000 万円不足の 61.4%に留まり、国の予算が大幅に不足し、事業実施に支障をきたしている。国の総合的対応策に「一元的相談窓口を設置する地方公共団体への国の財政支援」及び「地域日本語教育の総合的な体制づくりへの財政支援の拡充」等が明記

されていることも踏まえ、確実な財政措置を講じるとともに、より一層、財政支援を拡充すること。
○育成就労制度等に基づく新たな外国人の受入環境の整備にあたっては、国の責任において、外国人労働者やその家族に対する日本語教育などの支援を制度化すること。また、事業者の責務をより明確化し、その実施に必要な財政的支援等を講じること。

**２　国による一元的な受入環境整備の取組を実施すること**
○総合的対応策で示された「在留外国人が日本語や日本の制度・ルール等を学習するプログラムの創設」については、地方の意見や地域の実情を十分に踏まえながら、居住地域で学習機会に格差が生じないようにするなど、国の責任で一元的制度として実施するとともに、早期実現に向けて検討を加速すること。また、初期支援だけではなく、プログラム終了後の継続的支援の仕組みも検討すること。
○日本での就労を希望する外国人に対しては、国として、送出し国の現地における日本語教育支援を充実させるとともに、外国人の来日後の定着・活躍を促進するため、就労場面やキャリア形成を見据えた日本語教育を充実すること。
○日本語指導が必要な児童生徒に対し、初期の日本語指導や学校生活への適応指導を行うプレクラスの設置について、国が主導して全国で実施できるよう財政支援を含めて検討すること。
○高度な専門性を要する医療通訳や、日本語教育における多様なニーズに適応した対話型オンライン学習機会の提供など、全国で一律の実施が求められる施策については、国が主体的に措置を講じること。
○生活に必要な全国一律の内容を案内する制度等については、国が積極的に情報発信するとともに、サービス提供の多言語化、やさしい日本語化を推進すること。
○一部の外国人による既存ルールを逸脱する行為についての国民の不安・不公平感への対処が必要であることから、国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプランを推進し、適切な出入国在留管理を徹底するとともに、不法就労・不法滞在などの我が国の法やルールを逸脱する行為に対し、国が責任を持って対応すること。

## Ⅲ 基本法の制定と司令塔となる組織の設置について

**国が掲げる秩序ある共生社会を実現するためには、外国人の受入れ、多文化共生施策実施の根幹となる国の戦略が求められるため、以下の取組を検討・実施すること。**

**１　多文化共生施策実施の根拠となる体系的・総合的な基本法を制定すること**
○これまで、地方公共団体は、明確な法的根拠や十分な財源的裏付けが無い中で、多文化共生施策を実施してきた。今こそ、国の責任で不当な差別や偏見の防止、人権尊重の観点を踏まえた受入環境整備に関する多文化共生施策を制度的な枠組みとして整備すること。
○国の責任において、外国人の受入れ及び多文化共生施策に取り組む必要があることから、根底にある人口減少対策と併せて議論した上で、新たな外国人の受入れに関する基本戦略を取りまとめるとともに、国・地方公共団体・事業者の責任と役割の明確化や、多文化共生施策の根拠となる体系的・総合的な基本法を制定すること。
○外国人の増加に対する国民の不安を払拭し、国民が正確な情報に基づいて冷静に議論できるよう、国民に向けたメッセージを発信するとともに、正確なデータに基づく積極的な情報発信を行うこと。

## ２　多文化共生施策実施の司令塔となる組織を設置すること

○各省庁が「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に取り組み、多文化共生施策をさらに充実・推進すること。また、これらの施策が確実に実行されるよう、出入国在留管理庁や外国人との秩序ある共生社会推進室とは別の「多文化共生施策実施の司令塔となる組織」を設置すること。